

No.	事業名(論点)	根拠法令
五長以降の状況の変化		
1	地域リハビリテーションや地域包括ケアの推進	医療・介護総合推進法H26.6成立、H27.4施行
	介護保険制度については、地域包括ケアシステムの構築と制度の持続可能性の確保のため、充実と効率化を一体的に行うとし、制度が改正された。本市独自の地域リハビリテーションの理念・取り組みを活かしながら、地域包括ケアの推進を行う必要がある。	
2	24時間365日の相談・見守り体制の充実	
	高齢者の人口増加、中でも1人暮らし高齢者の増を受けて、平成26年7月から、事前の登録を経て、定期的な電話訪問にて安否確認を行う高齢者安心コール事業及び24時間体制で相談を受け付ける高齢者なんでも電話相談事業を開始。引き続き、安心して地域での暮らしを継続するための事業を充実させていく。	
3	認知症コーディネーターの配置	介護保険法改正法 H23.6成立、H24.4施行
	認知症高齢者数の増を受け、認知症の早期発見と、職種間での連携の推進のため、従来在宅介護支援センターに配置している認知症コーディネーターに加え、地域包括支援センターに認知症コーディネーターリーダーを配置し、医療機関等との協働体制の構築に努める。	
4	生活支援コーディネーターの配置	医療・介護総合推進法H26.6成立、H27.4施行
	介護保険制度の改正に伴い、要支援が法制度の枠組みから外れることから、今後地域福祉の重要性がますます高まってくることが見込まれる。地域のニーズを掘り起こし、既存の地域資源や人材を活用して支援を行う生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置する。	
5	現金給付事業の見直しとそれに伴う財源の適正配置	障害者総合支援法(旧障害者自立支援法) H17.11月成立、H18.4施行
	超高齢化社会の到来、障害者自立支援法の施行以来の障害者手帳保持者数の増加に伴い見込まれる扶助費の伸びを抑制するため、従来行っていた現金給付事業については、対象者を低所得者に限定する等要件を見直すことで、現物給付やサービスの基盤整備へと財源の配置をシフトさせていく。	
6	障害のある子どもへの支援	児童福祉法改正法 H22.12成立、H24.4施行
	障害児の放課後の居場所については、以前から事業者への家賃補助等で支援を行って来たが、更なる要望の高まりを受け、平成26年度からは施設を開設するための準備経費への補助を開始したところ、新たな事業者の参入があった。今後も計画的な整備を進めて行く。また、障害児だからと分け隔てることなく、全児童対策の中で障害児への施策の在り方について考えていく。	
7	チーム医療体制の構築や研修、連携ツールの開発	
	在宅療養生活の継続のためには、複数の職種間の連携による切れ目のない支援が必要不可欠である。ICTを活用した職種間での情報共有化等、既存の連携体制に加えた新たな連携強化策を検証していく。市としての地域医療の現状と課題を明らかにするとともに今後の本市の地域医療のあり方について検討するため、平成26年度は、地域医療在り方検討委員会を設置した。医療ニーズの増大に対応するために、初期救急・二次救急等医療機関の機能分化等について引き続き検討し、かつ、効果的な市民周知の方策を考える。	
8	地域福祉活動の推進	
	元気高齢者は支えられる側ではなく、支える側に回ることができるような仕組み作りや、学生ボランティアの活用を推進することで、地域福祉活動を活発化させる。また、そういったボランティア活動を制度化する方法について検討する。	
9	新型インフルエンザ等対策行動マニュアルの整備	新型インフルエンザ等対策特別措置法 H24.5成立、H25.4施行
	今後行う予定の新型インフルエンザ等行動計画(案)の配布及び意見募集を踏まえ、各関係機関で連携を取りながらマニュアルの整備を進めて行く。	
10	生活困窮者の自立支援	生活困窮者自立支援法 H25.12成立、H27.4施行
	新法の施行により、生活保護に至る前段階でのセーフティネットの構築が必須とされた、生活困窮者全体の総合相談窓口を設置し、伴走型の支援を行っていく。	
11	発災時の生活継続支援体制の確立	災害対策基本法改正法 H25.6成立、H26.4施行
	法の改正により、災害時の要援護者の名簿化が市町村に義務付けられた。名簿化とともに、安否確認や避難の支援、更には避難後の生活継続体制確保のための方策を検討していく。	
12	くぬぎ園の跡地利用	
	障害者の高齢化や、障害者の入所施設の整備等の課題を踏まえ、高齢者と障害者を一体的にケアできるような多機能複合型施設の設置等を視野に入れ、土地の所有者であるところの東京都と、今後の当該土地の活用について協議を進めて行く。	

討議要綱論点一覧

Ⅱ 子ども・教育

No.	事業名(論点)	根拠法令
五長以降の状況の変化		
1	子ども・子育て支援新制度への取組みの推進	子ども・子育て関連3法(H24.8成立 H27.4本格施行)
	<p>保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する、ことを趣旨とした関連3法が成立。</p> <p>本市においては、大規模マンション開発の影響等による乳幼児人口の増加や子どもを取り巻く環境の変化を踏まえて、新制度に対応していく必要がある。重点的取り組みとして、待機児童の解消が急務である。</p>	
2	セーフティネットの充実(児童虐待、要支援家庭、障害児施策、子どもの貧困の連鎖への対応)	次世代育成支援対策推進法の一部改正(H26.10施行) 子どもの貧困対策の推進に関する法律(H26.1施行)
	<p>次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充等が一部改正により盛り込まれた。</p> <p>平成26年8月29日、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。</p> <p>本市子ども家庭支援センターにおいても、子どもに関する相談の延べ活動件数が年々増加している。平成26年度より「若者サポート事業」を開始した。</p>	
3	小学生の放課後施策の充実	子ども・子育て関連3法
	<p>新制度において、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった。対象も小学校6年生まで拡大された。</p> <p>武蔵野市学童クラブ条例についても一部改正し(平成26年第3回議会)、新制度に合わせて施行予定である。武蔵野市小学生の放課後施策推進協議会(第二期)による報告書を踏まえて、検討・実施していく。高学年対応、障害児への対応、あそびえと学童クラブの運営主体の一体化が課題である。</p>	
4	子育て支援施設の再編・整備	子ども・子育て関連3法
	<p>新制度において、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を進めていくことが定められた。</p> <p>本市においては、平成4年に「0123吉祥寺」を開設して以降、直近では平成26年4月に「境こども園いこつと」、同年7月に「すくすく泉」を開設した。現在検討中の桜堤児童館の転用後の新たな子育て支援施設を含めて、全市的な子育て支援施設のあり方や今後の整備方針についての検討が求められる。</p>	
5	共助の仕組みづくり	子ども・子育て関連3法
	<p>新制度は、すべての子育て家庭を支援する仕組みであり、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業など地域のさまざまな子育て支援の充実とともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを支援していくこととしている。</p> <p>本市においても、地域住民や地域団体、事業者、行政等地域社会全体で子育てを応援する機運の醸成や主体間のネットワークの構築、情報発信の充実等の施策を実施していく必要がある。</p>	
6	第二期学校教育計画に記載した施策・取組の着実な実施 学力の向上(言語活動の充実、個に応じた指導、ICT機器の活用など)	第二期教育振興基本計画(H25.6閣議決定) 「21世紀型能力」の提唱(H25年3月) 教育のIT化に向けた環境整備4か年計画(H26~29)
	<p>国における教育関連施策の動向について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二期教育振興基本計画は、教育基本法に基づき政府が策定する教育に関する総合計画で、平成25~29年度の5年間について新たに閣議決定した。 ・国立教育政策研究所が今後の教育課程編成で育成が求められる資質・能力として「21世紀型能力」を提唱した。 ・第二期教育振興基本計画で目標とされている水準の達成に必要な所要額を計上した「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」を策定した。その他、「いじめ防止対策推進法」(H25.6公布)、「教育委員会制度の改正」(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 H26.6改正)。 <p>本市では、27~31年度の5年間において、目指すべき学校教育の基本的方向性を示した「第二期学校教育計画」を平成26年度中に策定する予定である。</p>	
7	学校施設の整備	学校施設整備指針(H26.7改正)
	<p>文部科学省において、学校種ごとに学校施設の計画・設計上の留意事項を示した「学校施設整備指針」が改正され、学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化、老朽化対策等に関する規定が充実された。</p> <p>本市においても、平成26年度に策定する学校施設整備基本方針を踏まえ、今後20年程度を視野に置いた学校改築計画を立て、計画的に改修・建替えを実施していく必要がある。(学校の適正規模、学校給食施設、防災・福祉・子育て・コミュニティなどの課題を踏まえた多機能化・複合化、などが課題である。)</p>	
8	特別支援教育の推進	障害者基本法(H23.8改正) 障害者差別解消法(H25.6公布 H28.4施行) 障害者の権利に関する条約(H26.2発行)
	<p>国は、障害者基本法に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本計画を定めている。平成25年9月、平成25年度から平成29年度までの概ね5年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めた障害者基本計画が策定された。</p> <p>その他、平成24年7月には、文科省中央教育審議会の特別支援教育の在り方に関する特別委員会において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」について報告されている。</p> <p>本市の特別支援学級等の整備については、通級指導学級も特別支援教室もない小学校は、第三小、本宿小のみであり、今後はこの2校の拡充を優先していく。</p>	
9	教育センター構想の実現(教育支援センターの充実)	
	<p>本市では、教育センターについて検討委員会を設置し、平成25年3月に「武蔵野市教育センター(仮称)検討委員会報告書」を提出した。</p> <p>現在の「研修」機能の中心となる教育推進室を発展させ、「相談・支援」機能の中心となる教育支援センターなどの事業をより一層充実させるとともに、学校施設の改築等の機会に併せて、統合された教育センターについて実現を図ることとしている。</p>	

No.	事業名(論点)	根拠法令
五長以降の状況の変化		
1	<p>コミュニティの活性化</p> <p>地域活動の担い手は固定化や高齢化しており、新たな担い手と人材の育成を進める必要がある。コミュニティ協議会や多様な活動団体、個々人さらには必要に応じて行政も参加し、地域で解決すべき課題について共有し、問題解決の端緒を図るための地域フォーラム(仮称)を展開する。また、コミュニティ、地域社協、地域防災などの地域活動エリアが統一されていないため、コミュニティのつながりを強化するために、区域の統合を検討する必要がある。</p>	<p>これからの地域コミュニティ検討委員会(H26.12)</p>
2	<p>人権・平和・男女共同参画</p> <p>人権に関する啓発と相談窓口の充実を図り、偏見や差別の起こらない社会を構築する。平和施策については、戦争体験者の証言記録や戦争資料を残すことが、より困難になっていくことから、これらの記録や資料の収集作業を早急に実施し、資料の整備を推進する必要がある。男女ともにその人らしく生きることができる社会を構築する推進体制を整備するために男女共同参画基本条例(仮称)を制定をする。</p>	<p>第三次男女共同参画(平成26～30年度)</p>
3	<p>文化の振興、文化施設の再整備</p> <p>本市が振興すべき文化及びその方向性について、各文化施設の位置づけ及び役割等を整理するとともに、文化振興に関する体系的な取組みを定めたい。</p> <p>築50年を越える武蔵野公会堂は、吉祥寺駅南口のまちづくりの一部として総合的な観点で建て替えを検討する。美術館の拡充の可否を検討する。市民会館は圏域ごとの面的な施設配置から機能が重複しているため役割や位置付けを見直す。</p>	
4	<p>スポーツ施設の整備等によるスポーツ振興</p> <p>東京オリンピック実施に向けた気運醸成を踏まえ、旧桜堤小学校跡地へのスポーツ広場整備や体育館・温水プールの改修を行う。地域人材や専門家スタッフの確保や生涯学習スポーツ課の事業活用などによる学校教育における体力向上を図る。</p>	
5	<p>吉祥寺図書館のあり方</p> <p>中央図書館を中核とした図書館の将来像を確立し、吉祥寺図書館について、指定管理者制度の導入を図る。</p>	<p>行財政改革アクションプラン(平成25～28年度)</p>
6	<p>産業振興の推進</p> <p>市、商店会連合会、商工会議所等関係機関、地域の大学やNPOとも連携し、商店会への支援を含めた効果的な産業振興策を推進する。</p>	
7	<p>商業の活性化</p> <p>商業を活性化するために、商店会及びその構成員である個店の新陳代謝を促し、新たな人材や外部の団体などが活動に参加しやすい、開かれた商業環境が必要である。</p>	
8	<p>都市農業の振興と農地の保全</p> <p>後継者不足により都市農業減少しつつあり、安定的な継続を後押しする必要がある。農業従事者やNPOとも連携を進め、市民に触れ合う機会を設け続けることで農業の振興及び農地の保全を図る必要がある。</p>	<p>農業振興基本計画(平成23～27年度)</p>
9	<p>交流事業のあり方の検討</p> <p>これまで培ってきた交流の実績、友好や信頼関係を踏まえて、これからの交流事業はどこに重点を置いて推進するか明確にしておく必要がある。</p>	
10	<p>防犯力の向上</p> <p>体感治安の向上を図るため、監視カメラ、各種パトロール隊、地域の視点による多様な視点からまちを見守りが必要である。「防犯」をキーワードに地域をつなぎ、犯罪の起こりにくいまちづくりを目指す。</p> <p>市内関係機関との連携にとどまらず、周辺自治体・周辺関係機関を含めた広域連携態勢を整備し、市民への情報提供を迅速に行う必要がある。</p> <p>吉祥寺駅周辺の環境浄化については、ブルーキャップを中心に指導・警告等ができる仕組みづくりを進める。</p>	
12	<p>災害対策の整備</p> <p>確実な情報伝達のしくみ及び停電の発生を踏まえ、アナログ的な手法も含めた、多様な情報伝達手段について検討する。また、災害時に地域の拠点となる避難所及び避難所運営の充実のため、避難所における生活環境の整備についての検討、災害時の学校利用計画策定についての検討、避難所運営組織の設立を促す効果的な地域への支援策の検討などを行う。</p>	
13	<p>消費者被害の防止</p> <p>巧妙な悪質商法等の被害に遭う市民が後を絶たない。最新の手口にも対応できるよう、消費生活相談員に十分な研修を行い、質の高い相談体制を維持する必要がある。</p> <p>また高齢者や若者へ被害に合わないよう啓発活動を行い、予防に努める。</p>	
14	<p>耐震化施策の継続と支援策</p> <p>住宅については、耐震化率の目標年次である平成27年度90%に対し、平成24年度で82%である。また、住宅の耐震化と併せて特定緊急輸送道路沿道建築物や事業系建築物の耐震化を進めていく必要がある。そのための施策の周知、支援策の拡充等が必要となる。</p>	

No.	事業名(論点)	根拠法令
五長以降の状況の変化		
1	電力自由化、エネルギー消費のスマート化	電気事業法(14.6.11改正)
	現在、家庭等への電気の供給は電力会社にしか認められていない。この規制が解除され、2016年から各家庭が契約する事業者を選ぶことができるようになる。この電力自由化と東電が進める全世帯へのスマートメーター設置を契機に、各世帯における効率的なエネルギー利用をどのように推進していくが課題である。	
2	新クリーンセンターでのごみ発電とエネルギーの有効利用	
	平成24年度に整備運営事業者が決定し、ごみ発電設備の仕様詳細(発電量や発電方法等の具体的な内容)が固まってきた。このことを踏まえて、電力受給側(市本庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンター)に必要な設備やエネルギー活用方法の具体案を検討する必要がある。	
3	環境啓発施設の開設	
	五長策定時点では、公共施設総量の抑制という観点からも、明確に「施設を設置する」という記述は避けていた(『環境情報の受・発信機能及び普及啓発の基盤の整理』という表現に止めた)。しかし、その後の経過から、既存施設を再活用した施設設置を前提に、どのような総合的環境啓発施設にするかが課題となっている。	
4	市民一人当たりごみ排出量の減量、ごみ処理経費の低減、最終処分場問題	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条、8条
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人当たりごみ排出量600g以下という目標をどうすれば達成できるか、ごみ排出実態調査の傾向を踏まえながら、解決策を示すことが求められる。また、財政状況が厳しくなると予想されるなか、30億円/年かかっているごみ処理経費の低減を図る必要がある、そのためにもごみ排出量の減量が求められる。 ・多摩地域25市1町・約400万人におよぶ一般廃棄物最終処分のため、東京たま広域資源循環組合が設置・管理運営する日の出町にある二ツ塚処分場がいつまで埋立て可能かという課題がある。 	
5	下水道の整備等にかかる財政負担と基金の創設、使用料の見直し	市下水道事業基金条例(25.12.26条例第30号)、市下水道条例
	市内の下水道だけでなく、市外の終末処理施設の維持・改修にかかる費用も負担しなくてはならない。これらの費用は増加が予想され、今後20年間で約280億円に上ると試算される。下水道事業の中長期財政見通しを踏まえ、世代間の公平性と利用者へ急激な負担増を避けることを目的に、大規模な施設更新等に備えた「基金」を導入する。現行の使用料体系のままでは安定した下水道経営は難しく、雨水公費・汚水私費の原則などについて市民に丁寧に説明しながら、下水道使用料の見直しを行っていく必要がある。	
6	流出係数の低下	市雨水の地下への浸透及び有効活用の推進に関する条例
	都市化の進展により雨水が地下に浸透せず、ほとんどが下水道に流入していることも原因となり、集中豪雨等による都市型浸水のリスクが高まっている。そこで、地下水涵養機能を高め、潤いのある環境を実現するため、平成24年度に「雨水利活用条例」を制定し、これに基づき、行政と市民・事業者の協働による、雨水浸透施設の設置の推進や水環境の保全・創出、そしてこれに関わる市民啓発活動事業、助成事業の強化に努めている。	
7	浸水被害対策	市雨水の地下への浸透及び有効活用の推進に関する条例
	H17年9月4日の豪雨(時間95ミリ)による浸水被害を受けて、その後も浸水対策を行ってきたが、H26年7月24日の豪雨で再び浸水被害が発生してしまった。今年度中には、浸水被害5地点について、浸水防止策を講じるために必要なデータを収集するための調査を実施する。	
8	緑被率の回復、私有地の緑の保全、借地公園の恒久化	都市公園法施行令一の二、市立公園条例3の5
	緑の基本計画でH29年までに「緑被率25%(現状25.3%)」「歩いて行くことのできる公園の整備率88%(現状84%)」を目標値としている。しかし、固定資産税や相続税の負担による売却、開発や維持管理費の増加など様々な原因により、屋敷林や樹木地など私有地の緑の減少傾向は止まっていない。また、公有地の緑(公園緑地面積)の約13%を占める借地公園(約30,000㎡)の恒久化が課題であり、この借地公園を全て買い取ると、総額約94億円かかるかと試算される。	
9	水辺環境の整備、井の頭公園開園百周年	
	井の頭恩賜公園の100周年に向けて、地域と連携して井の頭恩賜公園のあり方を考え、行動するため、関係団体、行政が参加した「井の頭恩賜公園100年実行委員会」が、平成18年7月に設立され、平成29年の100周年に向け、主に「水と緑の再生」と「公園を核とする街の賑わい創出」を二つの柱とした事業を展開している。この事業を、まちの活性化や環境啓発につなげていくことが課題である。	

No.	事業名(論点)	根拠法令
五長以降の状況の変化		
1	参加に基づく計画的なまちづくりの展開	まちづくり条例(H21.4施行)
制度活用の実績が少ない。防災やコミュニティなどをきっかけにして、はたらきかけていく。		
2	道路維持管理水準	
道路の維持管理については、明確な水準が定められておらず、その都度状況判断を行って改修・補修を行っているのが現状である。 今後10年～20年先には大部分が更新期を迎え、維持管理費用の増加が見込まれている。現在のサービス水準を維持するべきかの検討も含め、平成32年までに総合管理計画を策定する必要がある。		
3	自転車の安全利用啓発	
事故件数は年々減少傾向にあるが、市外からの乗り入れ自転車も多いことから、市のみでなく、都など広域的な取組みが急務である。		
4	都市計画道路ネットワーク整備	
現在、第四次事業化計画の策定に向けて東京都を中心に協議している。(平成27年度末策定予定) 都市計画決定から50年以上事業が実施されていない路線もあり、未着手路線の見直しをする必要がある。		
5	外環道路	
事業の進捗に合わせ、国に対し必要な情報提供及び適切な対応を求めていく。		
6	イースト吉祥寺エリア	吉祥寺グランドデザイン、NEXT吉祥寺
イーストエリアでは、本町コミュニティセンターのバリアフリー化および市道拡幅のためのセットバックを行う必要がある。現在駐輪場として利用している市有地の利活用を検討する。		
7	パーク吉祥寺エリア	吉祥寺グランドデザイン、NEXT吉祥寺
公会堂の老朽化とバリアフリー対策のため、建て替えを視野に入れた近隣街区を含む再整備を検討する。 また、パークロードや井の頭通りをはじめとする駅周辺部分の交通問題の解決と南口交通広場の整備について、検討する。		
8	中央地区のまちづくり	
西側の低未利用地において、民間業者による開発の動きがある。補助幹線についても、平成27年度に整備工事を予定している。 平成28年度までに三鷹駅北口まちづくり構想を策定し、開発の方向性を示す必要がある。		
9	都営一元化の実現	
都から提示された一元化における課題を整理し、検討を進める。		

No.	事業名(論点)	根拠法令
五長以降の状況の変化		
1	自治体運営に関する基本的なルールの体系化	平成12年4月の地方自治法の改正
	議会運営も含めた総合型の自治基本条例を目指しているが、議会との意見交換が進んでいない状況である。行政型あるいは理念型の条例の必要性についても議論すべき。	
2	近隣自治体との広域連携の検討	
	公共施設の建替え等を見据えて、広域的に施設配置を考える必要がある。まずは市政センターの相互利用について連携の取り組みを検討したい。	
3	公共施設再編	平成26年4月総務省より「公共施設等総合管理計画」策定の要請
	長期計画期間を超える財政見通しの策定や公共施設の統合や複合化などの市民との合意形成、受益者市民だけでなく、納税者市民も含めた市民同士の議論が必要である。	
4	行財政改革	
	さらなる行財政改革のための手法が課題となっており、これまでの経過や事業の展開を考慮した上で、事務事業評価について、外部評価や市民評価導入の検討が必要である。	
5	財政援助出資団体のあり方	
	庁内検討委員会での検討の結果、改革の大きな柱として、福祉公社と市民社会福祉協議会の統合、文化事業団と生涯学習事業団の統合、(社福)武蔵野、武蔵野交流センターの自立化の方向性を打ち出した。今後は市民的議論が必要である。	
6	多様な媒体による情報発信とメディア環境の変化への対応	
	ツイッターやフェイスブックの活用を開始した様に新たなメディアの活用について検討すべき。	
7	自律的で突破力のある人材の採用、育成、活用	
	これからの市役所は、行政の役割を見極めながら、限りある財源と地域資源を活用し、複雑多様化する公共課題を解決していく必要がある。第五期長期計画に掲げた「チャレンジする組織風土の醸成」に向けた組織の課題解決に向けて、職員一人ひとりの強みを活かす人材活用を進めるとともに、自律的な職員を採用・育成していく必要がある。	
8	ICTのさらなる活用・仕事の優先順位づけ意識向上	
	職員一人ひとりの強みを活かし、働き方の多様化等に対応できる組織運営を実現するために、すべての職員が、仕事と生活の高度な両立を実現するワーク・ライフ・マネジメントを組織的に推進する必要がある。そのために、勤務場所や時間などの制約を緩和すべく、ICTを活用した多様な働き方について検討すると同時に、タイムマネジメント意識を持って生産性を向上させるための方策についても検討を進める。	
9	業務手順の標準化、見える化の徹底	
	組織としてのリスク管理能力向上のため、業務上発生するあらゆるリスクの抽出や体系化、事例共有等に取り組んでいるが、事務ミスや個人情報流出等の事故が発生している。複雑多様化する公共課題の解決に向けて、各課の業務が幅広くなるなか、基本的な業務については、業務手順を標準化して明確にする(見える化)必要がある。	
10	主権者教育の推進	H26.6 国民投票制度の投票権年齢の引下げ
	民主主義の根幹となる選挙について、特に若い世代の投票率が低い。国政選挙の選挙権年齢も引下げられる可能性があることを見据え、今後は選挙管理委員会と教育委員会が連携し、児童生徒への啓発を進める必要がある。	
11	持続可能な財政運営	
	将来人口推計の変化に伴う必要なサービスとその水準の検討、施設更新と都市基盤再整備の財源確保、経常経費の抑制を進める必要がある。	